



東洋町議会だより

発行：高知県東洋町議会 ☎(0887)29-3398 発行人：議長 西岡尚宏 編集：広報編集委員会 印刷：米崎印刷株式会社



東洋町地域防災センター完成（7月18日落成）

主な内容

平成30年第2回定例会

田島毅三夫議員「除名」決議により失職……	P2
町長行政報告……	P6
こんなことを決めました……	P7
一般質問……	P8
議会の動き……	P9
津野町先進地視察研修報告……	P10

第142号

2018年(平成30年)8月1日発行

議会だよりは、ホームページからもご覧いただけます。

東洋町議会  で検索！

5. 懲罰特別委員会の結論

この約1年間、田島議員が議会の規律に反するたびに、議会はその根拠と理由を添え、自立権が認められる範囲で、議会の自主的かつ自律的な解決方法として、これまでも田島議員には懲罰を科してきたが、もはや更生は不可能であり、住民を代表する議員として選良とは言いがたい。

東洋町議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ、円滑で能率的な議会運営を図るためには、これ以上、田島議員を議会議員として続投させることは困難である。

議員としての身分を失わずこととなるが、懲罰の中で最も重い処分にあたる地方自治法第135条第1項第4号に規定する除名の懲罰を科すことに全会一致で決定した。

6. 懲罰特別委員会の結論に対する田島毅三夫議員の弁明

○基本条例5条、6条の間違った発言、あるいはまた、間違った情報提供、また、倫理条例3条1項8号の間違った発言、あるいはまた、間違った情報を流したということによって、厳しく指摘され、大きな懲罰理由にされた。

○議会だよりに掲載している問題に対して、私は反論した。

※他にも発言があったが、不穏当な発言として議長権限で取り消された。

7. 議員5氏による賛成討論

平山照生 議員 田島議員は、先日の議場では通知が来ていないと言い張り、議場を混乱させ進行を妨害しておきながら通知記録を見せられ仕方なく認めた。このように、田島議員の言動は、議場内外を問わず、やりたい放題、嘘もつき放題、人権侵害など盛りだくさんである。嘘をまき散らし、町を混乱さす議員は、議員の職を辞すべきである。



除名決議に全議員賛成

高島俊彦 議員 田島議員は、この1年間で4回も懲罰を受け、定例会出席は1回である。田島議員の過去の発言では「議員は、住民生活を守る使命と責任をもって高額の住民血税をいただき、議会に送り込まれている」と言っていたが、定例会を欠席しても年2回のボーナスを含め議員報酬は全額支払われる。田島議員が議員である以上、議会や住民に不利益を与える。

武山裕一 議員 田島議員には、辞職勧告や懲罰で更生を促したが、事を理解せず一向に改善されず、議会や執行部批判を繰り返し、事の収束を自ら図るという意思はまったくなく、ここに至れば、田島議員の更生は困難だと判断せざるを得ない。

小野正路 議員 田島議員の議会を軽視した言動が繰り返されることは、住民の代表、代弁者としての資質に欠ける一言である。ルールを守らず議事を私物化し我が道を行く、これが議会議員なのか。選挙で戦って、住民の代表として議会へと送り込まれた議会人の姿とは到底思えない。

今宮裕明 議員 議場の秩序を乱し、議事妨害などがあれば、議会の自主的かつ自律的な解決として、これまでも田島議員には懲罰を科してきた。しかし、これ以上、田島議員を東洋町議会の構成員として認める訳にはいかず、更生させるのは困難である。

田島毅三夫議員「除名」決議により失職！

1. 小松熙議員他6名の議員から懲罰動議の提出

6月12日、定例会の本会議中、田島議員は、地方自治法や議会会議規則に違反する行為を繰り返したとして懲罰動議が提出された。

2. 提出理由に対する田島毅三夫議員の弁明

○議事妨害とは、どういうことを議事妨害したのか、私は、弁明してる。

○議場での弁明に妨害という言葉を使ったことを無礼な言葉にしているのだと思うが、私は、弁明権をいただいて弁明しているのに、それを途中から止め、やめろ、してはいけないというようなことであれば、妨害という言葉が使われても、これは問題ないと思う。

※弁明中、議題外の発言を繰り返したため、議長から本日の会議が終わるまで発言禁止命令が下された。

3. 懲罰特別委員会の設置

6名で構成する懲罰特別委員会が設置され、委員長に福島登議員、副委員長に平山照生議員を選任した。

4. 懲罰特別委員会の審査結果

①本定例会での田島毅三夫議員の懲罰事犯

田島議員は、議長が議場の秩序維持のため発言の制止を求めるも、これに従わず、議員から議長の注意喚起が促されても、これでもなお従わないばかりか、議題外の発言や自己の意見をみだりに繰り返したことから、本日の会議終了まで発言禁止命令が下され、また、不穏当な発言や議事を侮辱する発言があったため取り消しを求められても、これに応じなかったことから議長が発言を取り消すなどの懲罰事犯があった。

これらは、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚す言動であり、地方自治法第129条の議場の秩序維持、第131条の議長の注意喚起、第132条の品位の保持、議会会議規則第54条の発言内容の制限、第104条の議事妨害の禁止、第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、許されるべきものではない。

②この1年間で田島毅三夫議員に科された懲罰など

◆公開の議場における陳謝 ◆本会議への出席停止（3回）

◆政治倫理条例第3条の政治倫理基準違反（2回）

◆政治倫理条例第10条の審査対象議員の協力義務違反（1回） ◆辞職勧告（3回）

◆田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラ内容の是正勧告 ◆田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告

③田島毅三夫議員に対する措置を講じた後の議会の対応措置

○町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議（町職員への暴言）

○東洋町議会の品位保持に関する決議（全国優良表彰推薦の妨害）

田島毅三夫議員発行のビラ、また「ウン」の内容を掲載 「議会活動報告第34号」の回収と配布した住民へ謝罪せよ！

1. 田島毅三夫議員発行のビラは政治倫理基準に違反

政治倫理審査会（福島登 委員長）では、田島議員発行の「議会活動報告第34号」には虚偽の内容が掲載され、これを町民に配布したことは、議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条「事実に基づかない発言と情報提供はしないこと。」の政治倫理基準に抵触すると判断した。議会は「田島毅三夫議員発行の議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議」を全会一致で可決した。

2. 田島毅三夫議員の弁明と事情聴取

田島議員は、政治倫理審査会での弁明を放棄、また、正当な理由もなく事情聴取を拒否し、条例第10条の協力義務に違反した。

3. 政治倫理審査会の審査結果

(1) 政治倫理基準違反（その一）

12月議会で、町長から、「執行機関の長として、議会組織に対し、事実の再確認を求めるとともに、毅然とした、何らかの田島議員への対応措置を、本日、直ちに要請する」と言いつ、前代未聞の命令が発せられ、懲罰処分された。

これは、町職員に対し、田島議員は「この汚い女が」と暴言を発した事件の報告を受けた町長が12月議

会最終日の冒頭に発言した内容の一部であるが、この記事内容には、明らかな虚偽記載が存在する。

① 地方自治法上、町長が議員に対し、懲罰を科すことができる規定は存在しない。

② 町長報告は、条例第2条に基づく議員倫理の確立に協力する立場からの発言であり、田島議員へ懲罰を科すための命令ではない。

③ 田島議員に懲罰を科したのは、福島議員提出の決議第17号田島毅三夫議員に対する懲罰決議による審議結果である。

このように、町長報告と田島議員に懲罰が科されたことは、本来であれば、切り離して記事にするべきものを、町長命令によって懲罰を科されたなどとする虚偽の内容を

はそういう暴言を吐いたと言うことを、なぜ、町長は、執行部の長として、議会に対して要請したのかを問題としている。

掲載している。

していないのに、田島

町長発言も30年第1回臨時会のあいさつであり12月議会ではない。

(2) 政治倫理基準違反（その二）

私には、議会表彰についての、議会からの通知は全く無く、12月議会で、町長より初めて聞き、びつくり。

これは、本町議会が全国表彰の推薦を受けた件であるが、この記事内容には、明らかな虚偽記載が存在する。

この件は、29年12月7日の議員全員協議会の議題であり、資料にも掲載されている。しかし、田島議員は、会議途中で無断退席し、その時、資料は持ち帰っている。

このように、田島議員は、「聞くことができない。これは、本町議会が全国表彰の推薦を受けた件であるが、この記事内容には、明らかな虚偽記載が存在する。」

かった」ことが

真実であり、資料も持ち帰っていることから「知らされなかった」とは言えない。

これは、田島議員が2

(3) 政治倫理基準違反（その三）

⑥更に、その辞職勧告案、提出は、自治法第12条の1項の「議会、開会中でなければいけない（判例）」に反した、「議会、開会前の12月5日であり、無効だ」と反論したところ、「問題はない」と猛反発され、弁明拒否の上、発言禁止処分にされ、予定していた質問・質疑を全て中止させられたのです。

これは、田島議員が2

月5日に高知県議長会に対して、本町議会の全国表彰推薦を取下げようと7つの理由をもって異議を申立てたとする内容の一部であるが、この記事内容は、明らかな虚偽記載が存在する。

へ提出された日は「議会、開会前の3月5日」が真実であるから、2月に3月のことを理由として挙げることは不可能で、矛盾している。

これは確かに言われたように、日付を間違っていた。

議場での田島議員弁明

これは、一切、掲載されておらず、田島議員に事情聴取を要請したが拒否されたため、これが真実であるとの立証は困難であり、事実の存在を証明できるものはない、主観的で一方的な見解のなかでの議員を誹謗する内容ではないかと判断した。

(4) 政治倫理基準違反（その四）

住民代弁を忘れ、町長の僕（しもべ）になった議員？

- ① 町から、し尿の汲み取りを認可されている議員
- ② 焼き場の管理を委託された議員
- ③ 勤める親会社、町の公共事業や施設管理を請け負っている議員が2人
- ④ 町から各種補助金を得ている、特用林産組合の役員及び芸東森林組合の理事長を務める議員
- ⑤ 息子が、町臨時職員に採用された議員

これは、6名の議員と町との関係を具体的に示して、議員と町長は利益共有しているから町長には逆らえず、町長から指示あれば町長の僕（しもべ）として動かざるを得ないという内容である。しかし、裏付けや証拠、

ら各議員は町長の僕であるという作り話を掲載しただけである。

議場での田島議員弁明

行政庁の長が議会に対して、そういう要請をするということはできない。そして、それを受けて、即、議員が、議会が動いた。私は、そこを問題視している。

賛成討論

武山裕一議員から「議員は、住民に正確な情報を提供する責務を持つていることから、議会の最高規範である議会基本条例にも反した行為である。」「福島登議員からは「虚偽内容が含まれるビラを作成し、不特定多数の住民に配布する手法が議会活動なのか。嘘が含まれたビラを即回収し、配布した住民に対して謝罪を求める。」として、本件勧告決議案に賛成した。

全員賛成

田島毅三夫議員に、また、辞職勧告

今宮裕明議員ほか6名からの提出理由

田島議員は、町職員に対し「この汚い女が」と侮辱的暴言を浴びせたとして懲罰を受けたが、暴言だけでは治まらず、議会活動報告第33号で「女性職員は、心的被害を受けたとして、休暇を取ったそうだが、多分、自分のウンによって、（田島議員が）懲罰処分されたことへの良心の呵責に苦しみ、その心労休暇でしょう。この際、産休を兼ねて、ゆっくり養生なさってください。」と、被害者のはずの町職員を加害者にしたてて書き、町民に配布している。

田島毅三夫議員の弁明

絶対に天地神明、命にかけてでも、汚いという言葉は使っていない。私が認めた暴言は、このおなごはもう、である。

○脱帽して謝罪したが、女性職員は撤回も謝罪も認めなかった。

○口裏を合わせた三人の話では、納得いかない。

私は、嘘は言わない。今まで、そういう生き方をしてきた。

○謝罪や撤回するようなことはしていない。

光本速雄副町長の証言

田島議員は、女子職員にこの汚い女と暴言を言った。

賛成討論

平山照生議員から「チラシで町民に訴えるなどの方法をとらず、正規の手続きで証拠を挙げて反論するべきである。それができないのは、この暴言を認めていることである。」「福島登議員からは「言葉は違っても認めているのに、被害職員に文書で追い打ちをかけるパワハラ議員を議員の一人として認めない。田島議員は、弁明の中でも嘘を重ねた文書、発言が田島議員の発言である。」として辞職勧告決議案に賛成した。

第2回定例会◇6月議会◇

町長行政報告

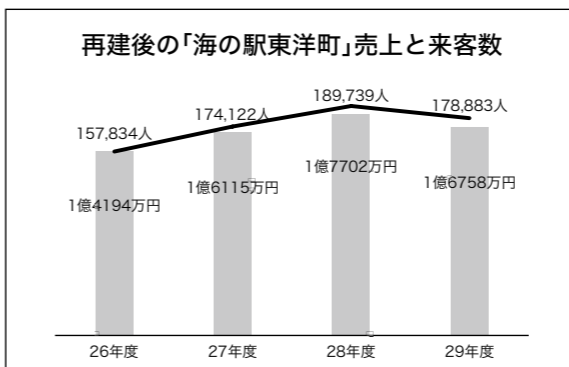
(要旨)



松延 宏幸 町長

海の駅東洋町収支見込み

29年度の収支見込みは、売上総額は、物販・食堂部門で1億6700万円、対前年度950万円減、レジ通者は17万8888人、対前年度1万864人減となっており、再建後、初めての減額減少となっております。



要因として、物販売上金額の4割強を鮮魚が占める状況に変化はありませんが、台風の影響などで鮮魚関係の売上の減少が最も影響していると分析しております

29年度決算見込み

が、収支決算は、710万円余の黒字見込みとなっております。出店者数の割合は、町内者56%、町外者44%で、売上金額の割合は、それぞれ77%と23%となっております。

一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせた普通会計の歳入歳出決算は、1770万円余の黒字を見込んでおります。



再建時の海の駅東洋町落成式

でおります。基金残高は、2億900万円取崩し、ふるさと納税などの基金積立額は6300万円、7億8200万円となっております。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は黒字決算となる見込みで、介護サービス事業と国民健康保険事業は法定外繰出として、一般会計から赤字補填しております。

住宅新築資金特別会計の前年度繰上充用金は2億8100万円余と減少し、税などの公債権の取組み強化が私債権の回収につながっていると考えております。

ふるさと納税

27年度の219万円から28年度は7400万円、29年度は9485万円と伸びており、目標の1億円には届いておりませんが、地元業者の

債権管理

今議会には、私債権の水道料金と住新貸付金の一部を債権管理条例第15条の規定により、初めて権利放棄をした事実を報告させていただきますが、庁内で回収債権などを検討・整理し、条例規則に定める手続きにのっとり、法的措置の最終手段として、権利放棄の判断に至った事実を報告するものであります。

今後も順次、管理条例の規定に基づき、住新貸付金などを主体とした滞納私債権の整理・縮減を適正に進めて参りたいと考えております。



こんなことを決めました!

専決処分条例

税条例等の一部を改正する条例

主に、たばこ税の改正では、3年間で代表的な紙巻たばこ1箱440円から500円に引上げられる、町民税の改正では、平成33年度以後、非課税措置の対象となる方の課税限度額を125万円から135万円とする。(全員承認)

条例廃止

縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止
野根地区の縫製関係等共同作業場の取り壊しに伴い、条例を廃止する。(全員賛成)

人事

固定資産評価審査委員会委員
山崎雄史 氏
任期 平成30年6月24日から平成33年6月23日(3年間)

専決処分予算

29年度一般会計補正予算(専決第3号)
主に、事業費の確定により減額し、専決処分した。(全員承認)

29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)
主に、事業費の確定により減額し、専決処分した。(全員承認)

30年度補正予算

会計名	補正額	補正後の額	
一般会計	Δ1億9863万円	29億7030万円	
特別会計	国民健康保険事業	Δ4250万円	6億4319万円
	介護保険事業	Δ670万円	5億9933万円

報告

会計名	補正額	補正後の額
一般会計	913万円	29億7030万円
下水道事業	予算の組み替え	1億7493万円

29年度一般会計繰越明許費繰越計算書
30年度予算へ3億4106万1920円を繰越す。

29年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
30年度予算へ1350万円を繰越す。

権利の放棄

債権管理条例第15条第1項の規定により権利を放棄したので報告する。
①水道使用料(50件)120万815円(H30・3・31放棄)
②住宅新築資金貸付金(1件)6万5057円(H30・3・31放棄)

特別会計

下水道事業(第1号)
下水道処理施設の更新工事に係る委託料と工事請負費の予算を組替える。(全員賛成)

(全員賛成)

(全員承認)

(全員承認)



取壊された縫製関係等共同作業場

国民健康保険税条例の一部を改正する条例
主に、国保税の最高限度額が89万から93万円となる、国保税の5割軽減の基準額の算定額を27万円から27万5千円に、また、2割軽減では、基準額の算定額を49万円から50万円

国保の特定健診、特定保健指導

受診率の目標は。

堀川歩 住民課長補佐（初答弁）

60%を達成し、重症化予防に取組みたい。



行う指導で、生活習慣の改善に向けたサポートである。対象者は、国民健康保険加入者の40歳以上75歳未満の方が対象で669人、特定保健指導は22人である。

を専門とするジェイエムシー(株)に、未受診者には電話勧奨や継続受診勧奨、治療と生活習慣改善が必要な方には、電話受診勧奨や健康教室、糖尿病性腎症重症化予防等を委託するなど、受診率の向上に取組んでいる。また、高知家健康パスポート事業では、協力店で特典が受けられ、海の駅では50円以上の食事やコーヒークラスサービス、また、ポイントシール20枚で店内のお店で使用できる千円分の応援権を進呈している。

税の上昇を抑え、特定健診受診率60%を達成し、個別疾患の重症化予防に取組み、県からの補助金を得るため、ご理解ご協力をお願いしたい。



健診結果説明会

○ 使用目的は、公園と聞いているが甲浦未来会の管理計画はあるか聞く。

産業建設課長補佐 春、夏に2回除草を行い、秋冬には、公園内の石や残材の撤去を行う管理計画である。

○ 資材が散乱し、草木が伸び放題で、子ども達が遊べるような公園とはいえない。まさか、公園内で除草剤を使うということはないか聞く。

産業建設課長補佐 草刈をするよう指導したい。

○ 甲浦未来会の人数構成、活動実態を聞く。

産業建設課長補佐 人数構成は5名で、活動内容の全部を把握していないが、地域古老の間取集の刊行に取組むとしている。

公園内で除草剤を使うという話はありますか。

甲浦未来会の野積場の使用と管理

手島憲作 産業建設課長補佐

草刈するよう指導したい。

○ 甲浦港湾施設の野積場の使用状況から、今年度も甲浦未来会に使用を許可していると思うが、その使用料と使用期間を問う。

産業建設課長補佐 公営施設として一般の方も利用できることから、町は免除許可しており使用料は取らない。使用期間は、1年間である。



堀川歩 住民課長補佐

○ 特定診断を推進するために、対象者への支援はあるのか聞く。

住民課長補佐 保険事業

○ 受診率の目標設定について聞く。

住民課長補佐 特定健診の受診率は60%、継続受診率は70%を目標としているが、26年度31.9%、27年度29.7%、28年度33%、29年度は35.7%と上昇傾向にあるが目標には遠い。国民健康保険

議会の動き

4月

- 4日 議員全員協議会
- 13日 広報編集委員会
- 20日 DMV導入促進検討会
- 25日 生見海岸安全祈願祭
- 27日 合区の早期解消促進大会 (東京都)

5月

- 1日 第1回政治倫理審査会
- 8日 安芸郡町村議会議長会総会(田野町)
- 13日 物部川・仁淀川総合水防演習 (南国市)
- 14日 道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会及び高知県大会 (高知市)
- 15日 第2回政治倫理審査会
- 25日 町商工会総会
- 28日~29日 町村議会議長・副議長研修会 (東京都)
- 31日 阿佐東線連絡協議会総会 (海陽町)

6月

- 1日 第3回政治倫理審査会
- 4日 議員全員協議会
- 6日 防災パトロール
- 8日 議会運営委員会
- 12日~15日 30年第2回定例会 (6月議会)
- 12日 議会運営委員会(2回)
- 14日 第1回・2回懲罰特別委員会
- 15日 議会運営委員会
- 19日~21日 岐阜県郡上市先進地視察研修
- 22日 阿南安芸自動車道(野根)牟岐間)都市計画変更説明会
- 25日 議員全員協議会
- 26日 広報編集委員会
- 25日 県町村議会議長会理事會
- 27日 町青色申告会総会

議会を傍聴しませんか？

議会の定例会は、どなたでもご覧になることができます。ぜひ、役場2階の議場へお越しください。

次回：平成30年第3回定例会（9月）

※IP告知端末4chで生中継しています。



議場

編集後記

平成最後の年も半年を過ぎたが、1月の関東、東北地方大雪と白根山噴火から始まり、大分県中津土砂災害、島根県西部地震、霧島山噴火、長野県北部地震、大阪北部地震と続き、つい先日西日本豪雨災害など、日本列島各地で甚大な被害をもたらしている。

被災者支援、復旧、復興に国や自治体の役割は大きく、我々議会も被災者に対する思いを深めている中、7月18日に役場敷地内へ防災センターが落成し、災害時の「第2の庁舎」としての機能を保有するその役割は非常に大きい。

皆さんの身を守る防災対策は何を思い浮かべるだろうか。非常持出品準備、避難場所確認、家具転倒防止、家屋耐震補強などが浮かぶが、するしないは、皆さんの防災意識次第である。

不幸にも被災された方達からみれば、対策していれば防ぐことのできた災害は繰り返してほしくない、切に願ったに違いない。

広報編集委員長 福島 登

地産外商戦略

高知市の津野町アンテナショップ「満天の星」では、茶・野菜・雑貨類の販売やカフェを経営しており、ほうじ茶など茶加工品の特設



茶の特設コーナー



アンテナショップ満天の星

コーナーを設け、また、人気商品のロールケーキ、大福などには、すべて、ほうじ茶の粉末が使用されている。

その満天の星を経営する(株)満天の星本社では、町の



加工品製造



(株)満天の星本社（加工施設）

指定管理を受けた加工施設で惣菜加工や菓子加工を製造し、ひろめ市場やフジグラン2店舗に「スイーツ食堂」も開店している。

(有)ふるさとセンターは、町内や高知市内の5店舗で、直販所、食堂、売店などを経営しており、集出荷システムを導入し、町内26箇所の集荷所をトラックでまわり、直販所まで搬送しているが、搬送経費がかさみ、現状の手数料20%での経営は非常に厳しい状況である。



集出荷システムの説明を受ける。

津野町まるごと総合商社化

津野町の地産地消・外商戦略では、町内3つの直販所が連携することで、経営面のスリム化を図り、加工施設の整備、高知市内での販路拡大を図ってきた。

しかし、少子高齢化による農業生産量の低下、耕作放棄地の拡大、流通コストの高騰による供給能力の低下、また観光産業につながっていないなどの課題があるため、「生産・流通・加工・販売・観光」の協力・連携による、新たな地産外商を産業振興とする取組みを進めている。

結びに

海の駅東洋町は、町直営の地域密着型の直販所であり、地場産品の売上を雇用につなげ、また、町内商店との共存を目指す位置付けと認識している。地域密着型としながらも、町内の出品者を募るための努力は必要で、その一つの方法として、集出荷システム

導入の支援策体制の拡充は考えられる。

しかし、津野町の集出荷システムは、出品者からの2割の手数料と町からの支援では賄えない状況であることを参考に、輸送ランニングコストや出品者手数料、収集箇所の配置も含めて、町内出品者の増加対策を検討して欲しい。

海の駅東洋町の売上は、一定の限界にきているのが現状であり、(株)満天の星を参考に、町独自の加工品開発に取組むことも理想であるが、まずは、町内で安定した地場産品の供給システムを構築することを優先に取組むことを求めている。

また、全国の道の駅では、地場産品や加工品のインターネット販売で売上を伸ばしている事例もあり、町内商店との共存を目指しながらも、地産外商戦略イコール地域の雇用創出へとつながる安定した経営体制への転換も視野に入れた取組みも求めたい。